



三重県公報

令和6年11月5日（火）

第 564 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
751	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
752	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	2
753	同件	(同)	3
754	同件	(同)	3
755	同件	(同)	3
756	同件	(同)	4
757	同件	(同)	4
758	同件	(同)	4

告 示

三重県告示第 751 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地 ほか 61 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	田端 英明
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	田端 英明
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1295 番 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和 6 年 1 月 1 日

4 変更理由

設置者の住所変更等のため

5 届出の日

令和 6 年 10 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 5 日から令和 7 年 3 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 752 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 5 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

津駅ビル チャム

津市羽所町官有地

- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスクエア津
津市藤方字中堰東716番地
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第754号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスクエア ザ・ビック藤方店、トイザラス津店
津市大字藤方字中興985番1 ほか23筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール津南
津市高茶屋小森町145番地 ほか187筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第756号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド四日市店・ニトリ四日市店
四日市市十七軒町201番 ほか
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
四日市ファッションモール
四日市市十七軒町287番、288番、289番
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和6年11月5日から同年12月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第758号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月5日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン桑名ショッピングセンター
桑名市新西方一丁目22番地
- 2 桑名市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年11月5日から同年12月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
